

豊島区町会連合会と豊島区社会福祉協議会の 協力及び活動に関する協定書

豊島区町会連合会と豊島区社会福祉協議会は、協力してより良好な協働関係を築き、人々が互いにつながり、支え合い、安全で安心な生活ができる地域づくりをするために、ここに協定を締結します。

1 目的

これまでの協力活動のもとに、次の三点をめざします

- (1) さらなる支えあいの地域づくりの推進
- (2) 安全・安心な地域づくりの協働
- (3) 豊島区町会連合会と豊島区社会福祉協議会との協力関係の強化

2 協力及び活動の内容

(1) 豊島区町会連合会は

- ①豊島区社会福祉協議会が推進する地域福祉活動に協力します。
- ②豊島区社会福祉協議会の趣旨の普及と事業のPRに積極的に協力します。

(2) 豊島区社会福祉協議会は

- ①豊島区町会連合会の活動を助成・支援し、地域福祉の推進に努めます。
- ②豊島区町会連合会の活動のPRに積極的に協力します。

3 個人情報の保護

豊島区町会連合会と豊島区社会福祉協議会は、上記2の活動を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律やその他の関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

4 その他

協定の内容を変更する場合は、双方の協議の上決定します。

協定の証として、この協定書を2通作成し、豊島区町会連合会、豊島区社会福祉協議会がそれぞれ1通を保管します。